

川崎市ヒルズすえなが施設利用要綱

第1 目 的

この要綱は、母子生活支援施設に対する地域の理解と協力を得るため、施設機能の一部を地域利用のため開放するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2 利用の場所と設備

- (1) 集会室及びこれに付属する機材等。
- (2) その他、必要に応じ施設長が許可する場所。

第3 利用対象

- (1) 原則として、ヒルズすえなが周辺の町内会・自治会及びこれに属する子供会、老人会、婦人会等。
- (2) その他、社会福祉関係団体等。

第4 利用目的

- (1) 上記団体等が活動目的に沿って主催する行事、集会等。
- (2) その他、児童福祉施設の趣旨にてらし、内容が適当と認められるもの。

第5 利用申し込み

- (1) 施設利用を希望する者は、所定の用紙により利用申し込みを行うこと。
- (2) 利用申し込み書は、原則として1週間前までに提出すること。

第6 利用制限等

次の場合は利用を制限し、または利用申し込みを断る場合がある。

- (1) ヒルズすえなが業務に支障がある場合。
- (2) 特定の団体による定期的な利用。
- (3) 年末年始期間中の利用（12月28日～1月4日）
- (4) 特定の政党、宗教活動、または営利をはかることを目的とする活動のための利用。

第7 利用時間

原則として9：00～21：00まで。

第8 事故防止

- (1) 利用に際しては、利用責任者を中心に、施設管理者の指示に従い、事故のない利用を心がけること。
- (2) 利用上の注意事項、または施設管理者の指示に反して起きた事故等については、施設側では責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日より実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より実施する。